

平成27年6月29日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の本件記録訂正により、厚生労働大臣が請求人に対してした、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による老齢厚生年金(以下、単に「老齢厚生年金」という。)の支給額を変更した処分の取消しを求めるということと解される。

第2 再審査請求に至る経緯

1 請求人は、平成〇年〇月〇日を受給権発生日とする厚年法附則第8条の老齢厚生年金(いわゆる特別支給の老齢厚生年金。以下「特老厚生年金」という。)の支給を受け、65歳到達により特老厚生年金の受給権を失い、それ以降は、自身の裁定請求に基づく国民年金法による老齢基礎年金及び老齢厚生年金の支給を受けていた。

2 日本年金機構(以下「機構」という。)が厚生労働大臣の指示により、請求人に係る厚生年金保険被保険者記録と厚生年金基金加入員記録とを突き合わせたところ、請求人が〇〇病院厚生年金基金の加入員であった期間のうち、昭和〇年〇月から同年〇月までの間について、厚生年金保険被保険者記録上は、厚生年金基金に加入していない期間とされていることが判明した。そこで、厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日、請求人の昭和〇年〇月から同年〇月までの期間における厚生年金被保険者記録を、種別1(厚生年金保険の加入区別(厚生年金基金の加入区別を除く。))の)こと)から種別5(厚生年金基金加入区別の)ことに訂正した(以下、この訂正を「本件記録訂正」という。))。

3 機構理事長は、平成〇年〇月〇日付で、

請求人に対し、次の内容の「厚生年金基金と国の記録の突合わせに関するお詫びとお知らせ」と題する通知を送付した。

「この度は、年金記録に関する問題につき、皆様の信頼を損ね、ご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

この度、当機構において、厚生労働省の指示を受け、国が管理するお客様の厚生年金保険被保険者記録とお客様が加入されていた厚生年金基金(又は企業基金連合会)が管理する厚生年金基金加入員記録とを突き合わせた結果、国の厚生年金保険被保険者記録に誤りがあることが判明したため、お客様の記録の訂正を行いました。

誤りの原因としては、厚生年金基金に加入・脱退した際の紙台帳への国の記載誤りや、事業主からの国への届出誤りとこれを国が確認できなかったこと等が考えられます。年金記録問題の解決に向け、これまで「ねんきん特別便」等により年金記録のお知らせをしてきたところですが、年金記録問題を担当する厚生労働省ともどもお詫び申し上げます。

具体的な記録誤りの内容についてご説明いたします。

お客様が〇〇病院厚生年金基金に加入されていた期間のうち、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの間について、国の記録において「厚生年金基金に加入されていない」状態になっていました。

本来、厚生年金基金に加入されている期間については、国に代わって厚生年金基金が、国の年金給付の一部を支給することになっていますが、上記の期間については、厚生年金基金から支給される部分が国からも重複して支給されておりました。(次ページのイラスト参照(注:掲記省略))

このため、記録訂正に伴い、国からお支払いする年金額を減額するとともに、国から重複してお支払いした年金(過去5年間にお支払いしたもの)について、返還いただくことが必要となりました。

4 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件記録訂正により、受給権発生日に遡及して特老厚年金及び老齢厚生年金の支給額を変更する旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

5 この結果、厚生年金保険の被保険者であった期間のうち、厚生年金基金の加入員であった期間がある者に支給される老齢厚生年金については、厚年法第43条第1項に規定する額は、同項に定める額から当該厚生年金基金の加入員であった期間に係る、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第5条第1項第1号の規定によりなお効力を有するとされた平成25年改正法による改正前の厚年法（以下「改正前厚年法」という。）第132条第2項に規定する額を控除した額とする旨規定されている（平成25年改正法附則第86条第1項の規定によりなお効力を有するとされた改正前厚年法第44条の2）ことから、請求人に対する、老齢厚生年金の額が減額されるとともに、既に支給された老齢厚生年金の額に過払いが生じ、返納額が発生する結果となったものである。

6 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 本件記録及び本件の手続の全趣旨によれば、第2記載の各事実が認められ、それは昭和〇年〇月から同年〇月までの4月の厚生年金保険の第1種被保険者期間が第5種被保険者期間に記録訂正され、これに基づき、上記第2の4記載の原処分がなされたものであり、原処分それ自体には違法・不当な点は存しないというべきである。

2 これに対し、請求人は、「①年金事務所 所の公文書によると、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの記録で事業主から国への届出誤りと国が確認出来なかったと

ありますが、私はこの事務手続きには一切関知してなく、しかも、27年間も経過しており私としては確認のしようもありません。最終的に書類確認して受理した方に責任あるのでは！ ②今まで厚生年金受給裁定請求、年金特急便、年金通知、公的年金の源泉徴収票、年金通知書等が送付されていますが、いづれも十分内容を確認されて送付されたものと思います。③四半世紀以上も経過して、突然一部年金の返金と今後の年金の減額を通知されても、到底受け入れ難く、納得出来ません。日本は法治国家でありながらこのようなことが起るのであれば非常に厚生労働省に不信と不安を覚えます。」と主張している。

3 しかしながら、本件における被保険者記録の種別訂正は、請求人の厚生年金基金への加入期間が判明した結果、事実 に即して正しく訂正されたものであり、原処分もその結果、被保険者期間が減少したことを受けて裁定を訂正したものであるから、これを違法、不当とすることはできない。

このような被保険者記録の種別の誤りが生じた原因については、本件記録からは明らかでなく、請求人に責任がないとしても、請求人が過払分に相当する金額を受給することができる法律上の原因はないのであるから、請求人が過払分に相当する金額を受給することは許されないものといわざるを得ないのである。なお、過払分の返納通知は、不当利得返還を求める趣旨であって、私法上の請求というほかになく、これを行政処分ということではできないから、不服申立の対象となるものではないが、請求人が消滅時効に言及しているので附言するに、本件の不当利得返還請求権は、原処分により年金の支給額が変更されたことにより、過払分に相当する金額につき、請求人がこれを受給する法律上の原因が失われたことによって生じたものであるから、消滅時効の起算日は平成〇年〇月〇日となるものである。

4 以上によれば、原処分は適法であって、これを取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので棄却することとし、主文のとおり裁決する。

なお、請求人が訴えているように、事業主の届出誤りや、国の確認漏れのような、国民の預かり知らぬミスのしわ寄せを、一方的に国民に負わせることで、年金制度への不信感や不安感を国民が抱くことのないよう、今後、細心の注意を払う必要があることを附言しておく。